

いわき市起業家サポートネットワーク 規約

(名称)

第1条 この会は、いわき市起業家サポートネットワーク（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、いわき産業創造館創業者支援室入居者をはじめ、いわき市内の起業家および起業意欲者等へのアドバイスや情報交換、交流の「場」への参画等を通じて、インキュベーションマネージャーと連携しながら、起業家の育成、支援を図り、地域経済の発展、活性化に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 起業家等に対する助言及び実務的な課題解決の支援
- (2) 起業家等によるビジネスプラン発表会への参画
- (3) 起業家等との交流会への参画
- (4) 起業家等を効果的に輩出するための方策等の協議
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 本会は、委員15名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社団法人いわき産学官ネットワーク協会会長が委嘱する。

- (1) 企業経営者
- (2) 学識経験者
- (3) 士業者（税理士、中小企業診断士、弁護士、弁理士、社会保険労務士等）
- (4) 金融機関関係者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員は、総会において委員の中から互選する。

(職務)

第6条 会長は本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者の残任期間とする。

(総会の権能)

第8条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画
- (3) 事業報告
- (4) 役員の選任
- (5) その他必要な事項

(総会の開催等)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、年1回開催する。
- 3 臨時総会は、必要な都度開催する。
- 4 総会は、会長が召集する。
- 5 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決する。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、社団法人いわき産学官ネットワーク協会に事務局を置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年9月21日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員の任期は、第7条第1項の規定に関わらず、平成25年3月31日までとする。